

随意契約をすることができる場合に
該当することの説明書

<p>地方自治法施行令第167条の2第1項第5号により随意契約をすることができる場合</p>	<p>今回の契約が左に該当すること等の説明</p>
<p>緊急の必要により競争入札に付することができないとき。</p>	<p>1 競争入札に付していたのでは、時期を失し、契約の目的を達することができないことの説明</p> <p>令和6年5月27日の豪雨により、高山市清見町牧ヶ洞地内を流下する牧谷川などにおいて、護岸決壊など公共土木施設の被害が発生した。</p> <p>施設管理者として被災施設を早期に復旧する必要があることから、災害復旧事業の採択を決める災害査定を発災から2か月以内に行えるよう測量、設計、査定設計書作成などを早急に行う必要がある。</p> <p>そのため、測量および設計業務を随意契約により早急に契約して業務に着手し、速やかに災害査定、工事実施を行うことで早期に施設を復旧し民生の安定を図りたい。</p> <p>2 特定の者を選定した理由</p> <p>令和元年5月1日付け「災害応援協力に関する協定」に基づき、(一社)岐阜県測量設計業協会(岐測協)に対して測量設計等業務の要請をしたところ、岐測協より業務実施可能者として3者の報告を受けた。</p> <p>上記3者のうち、(株)飛州コンサルタントは災害復旧に関する測量設計業務の実績を有し、また岐測協から即座に対応できる体制が整っているとして第一候補で報告されていることから本業務を実施する能力を有していると考えられる。</p> <p>以上のことから、(株)飛州コンサルタントが業務実施者として最も妥当であるため、契約の相手方とすることとする。</p>

備考 この様式により難しいときは、必要な事項を含む適宜の様式によることができる。